

南知多町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本実施要項は、南知多町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託に係る契約の受託候補者（一者）を公募型企画提案方式（以下、「公募型プロポーザル」という。）により選定するため必要な事項を定めたものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

南知多町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託

(2) 業務内容

業務内容は、別紙「南知多町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※履行期間以降の契約については、業務を継続して委託することに支障がないと本町が認める場合、本町と受託者の双方合意の上、上記の契約期間以降も令和11年3月31日までの限度とし、単年度ごとに業務委託契約を更新することができる。

(4) 委託料の見積限度額

南知多町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務	5,500,000円(税込)
内訳:南知多町地域おこし協力隊募集業務	3,500,000円(税込)
南知多町地域おこし協力隊伴走支援業務	2,000,000円(税込)

3 応募資格・要件等

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (2) 南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 法人税等並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 南知多町暴力団排除条例（平成23年7月5日条例第10号）第2条第2号に該当しない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人であること。

- (7) 同種業務の実績を有していること。
- (8) 受託前後を問わず、発注者との緊密な連絡調整が可能であること。

4 スケジュール

公募から受託候補者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	期日等
公募開始（公告）	令和8年6月15日(月)
実施要項の交付	令和8年7月10日(金)まで
質問提出期限	令和8年6月30日(火)午後5時（必着） ※回答は、提出後速やかに回答
参加表明受付期限	令和8年7月10日(金)午後5時（必着）
参加資格審査結果通知	令和8年7月13日(月)以降速やかに通知
企画提案書等提出期限	令和8年7月31日(金)午後5時（必着） ※プレゼンテーションによるヒアリングは行いません
選定結果通知	令和8年8月上旬
契約の締結予定日	令和8年8月中旬（予定）

5 参加申込について

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要項、仕様書等を理解・遵守した上で、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出部数	提出上の注意
①	参加表明書（様式第1号）	1部	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要書（様式第2号）	1部	
③	誓約書（様式第3号）	1部	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
④	業務経歴書（様式第4号）	1部	契約書の写しも添付すること。
⑤	印鑑証明書の写し	1部	発行3か月以内のものであること。

⑥	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書 (納税証明書その3の3)	1部	写し可
⑦	その他町長が必要と認める書類		

(2) 提出方法

提出資料は電子データをメール等により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和8年7月10日(金)午後5時必着

(4) 書類の配付

プロポーザル実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、提出期限まで、町ホームページ上で配布する。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知については、審査後速やかに参加申込者全員に対して電子メールにより通知する。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書(様式第5号)を電子メールにより、事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

(2) 受付期限

令和8年6月30日(火)午後5時必着

(3) 提出先

南知多町 成長戦略室(担当:奥村)

〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

電話:0569-65-0711(内線330)

メール:seicho@town.minamichita.lg.jp

(4) 回答方法等

令和8年7月1日(水)以降速やかに順次回答する。なお、町ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

7 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は企画提案書等の提出にあたって、本実施要項及び仕様書等を熟読の上、作成すること。また、下記提出書類について、電子データをメール等で提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出部数	提出上の注意
①	企画提案概要書(書式自由)	1部	企画提案の概要をA4判で作成すること。

②	企画提案書（書式自由）	1部	作成の際は、なるべく別紙「評価基準」の評価項目の順に作成し、どの評価項目の資料か分かるように評価基準の番号を付番すること。
③	見積書及び積算内訳書（書式自由）		
④	業務実施体制及び配置予定者調書（書式自由）		
⑤	実績調書（書式自由）		地域おこし協力隊に関する業務について過去3年間の実績や成果を記入すること。

(2) 提案上限額

提案上限額は、「2 業務概要の(4)」のとおりとし、見積書は、本実施要項及び仕様書等を熟読のうえ、提出すること。

※提案上限額について、項目ごとに記載すること。その際、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

(3) 提出方法

提出資料は電子データをメール等により、事務局あてに提出すること。

(4) 提出期限

令和8年7月31日(金)午後5時必着

(5) 提出部数

1部

(6) 留意事項

ア 申込のあった法人の名称等は公表する場合がある。

イ 提出した企画提案書等の著作権は、提出した法人に帰属する。ただし、町は、公表等において必要な場合は、企画提案書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

ウ 提出した書類は、南知多町情報公開条例（平成12年条例第42号）の規定に基づき公開することがある。この場合において、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は、非公開とする。

エ 当募集に対し、1法人が複数の申込を行うことはできない。

オ 参加申込に要する経費は、全て申込者の負担とする。

カ 提出書類に使用する紙は、日本産業企画A4サイズとする。

キ 提出書類に使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

ク 提出書類その他提出された資料、見積書は、返却しない。

ケ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

コ 必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

8 審査方法等

審査は、南知多町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を行う。最適事業者の選定にあたっては、審査会が提出書類による審査を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価する「企画技術評価点」と、価格を評価する「価格評価点」を採用し選定する。なお、審査会は非公開とし、プレゼンテーションによるヒアリングは行わない。

(1) 審査会

町職員6名

(2) 事務局

南知多町 成長戦略室（担当：奥村）

〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

電話：0569-65-0711（内線330）

FAX：0569-65-0694

メール：seicho@town.minamichita.lg.jp

9 評価の視点及び配点

(1) 評価基準

別紙「南知多町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託に係るプロポーザル 評価基準」のとおり

※評価点は、各委員が次の「評価基準」の各評価項目について、提出書類等を評価する。委員の採点点数の平均値（少数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

※見積評価は、全ての参加者の見積金額のうち、最低の見積金額を当該参加者の見積金額で除して得た値に、価格評価点の配分得点を乗じた数値とする。

10 審査結果

審査の結果は以下のとおりとする。

- (1) 参加者に対しては、文書によりその旨を通知するとともに、審査結果の概要を後日町ホームページで公表するものとする。なお、審査内容及び選定結果に対する異議は認めない。
- (2) 選定されなかった者は通知を行った翌日から起算して7日以内に、書面により理由について、説明を求めることができる。

11 最適事業者の決定

- (1) 評価点の合計が最も高い者を最適事業者とする。
- (2) 採点結果が同点の場合は、事業委託金額が低い応募者を最適事業者とする。さらに事業委託金額が同額であった場合、審査項目における「提案内容」に関する審査委員の点数によって決定する。

- (3) 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合、本要項及び仕様書に定める水準を満たす提案であれば、審査の結果においてその者を最適事業者として選定する。ただし、評価点の合計が200点（300点満点）未満の場合は、最適事業者となることはできない。

1.2 契約に関する事項

(1) 契約の方法

南知多町契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、発注者との協議のうえ、仕様書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則として、成果品を納品し、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

1.3 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められた場合
- (4) 審査会の審査員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 見積金額が本要項に示した提案上限額を超える場合

1.4 契約の締結

- (1) 本プロポーザルにより選定した最適事業者を受託候補者として、業務の履行に必要な具体の条件などの協議と調整（以下「契約交渉」という。）を行う。この契約交渉が整ったときには、改めて見積書の提出を求め、発注者の決定した予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、発注者と受託候補者との協議により、変更することがある。
- (3) 契約締結に際しては、受託候補者は審査結果通知を受けた日から、7日以内に契約書を作成し、当該契約書を提出すること。
- (4) 受託候補者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合、その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、その者との契約締結を行わず、次点の候補者を契約交渉の相手方とする。

1.5 その他

その他、留意事項は以下のとおりである。

- (1) 受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務の一部など軽微なものや再委託することは本業務の目的達成に効果的に資すると認められるものについては発注者と協議のうえで再委託することが出来るものとする。

- (2) 参加者は、個人情報を取り扱う場合には、南知多町個人情報の保護に関する条例（令和5年南知多町条例第10号）、南知多町個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第1号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努める。
- (3) 参加者は、事実上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務における制作物の著作権については、受注者が従前から著作権を有していた著作物を除き、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受注者が業務着手後速やかに申し出ることによって留保できるものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。